

令和4年度
前期

技能検定受検案内

(技能五輪福島県大会参加案内)

技能検定は、技能者の方々の技能を全国統一の基準により評価し、それを公証することによって、さらに技能習得意欲の増進と社会的地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されるものです。

技能検定は、各職種ごとに1級、2級（職種により特級、単一等級、3級）に分かれ、実技試験と学科試験によって行われます。合格者には、特級、1級及び単一等級は厚生労働大臣から、2級及び3級は知事から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

令和4年度前期の実施日程、実施職種等は次のとおりです。

● 令和4年度前期技能検定実施日程

受検申請受付	令和4年4月4日(月)から令和4年4月15日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く) 郵送は15日の消印有効となります。 ●郵送先 福島県職業能力開発協会 技能振興課 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5階 TEL 024-525-8681 FAX 024-523-5131 ●申請方法 ……詳しくはP2「1.申請方法」参照 ※申請書を送る際は、配達記録が残る方法(書留、レターパック等)をご使用ください。普通郵便等による未着などの郵便事故には対応いたしかねます。 ※受付期限を過ぎた振込等は一切受け付けられませんのでご了承ください。 ※本人確認証明書(運転免許証、保険証、学生証等)のコピーが必要になります。申請書の所定の場所に必ず貼り付けてください。 ※受検手数料納付(振込みのみです。現金は不可)と申請書送付は受付期間内に両方済ませてください。 個人情報の保護について 受検申請書に記入いただきました個人情報につきましては、受検票の送付及び合格発表等の技能検定の円滑な実施のためにのみ使用します。
実施職種及び手数料	P3~P5「4.実施職種及び受検手数料」参照 ※受検手数料の減免制度改定について(別紙参照)
受検資格	技能検定を受検するには、一定期間の実務経験が必要となります。 ……詳しくはP5「5.受検資格」参照
実技試験問題公表	令和4年5月31日(火)に公表し当協会でのみご覧になれます。(ホームページ等には掲載されません。) ※実技試験問題(当日配布を除く)は、受検票に同封してお送りいたします。
受検票の送付	6月1日(水)~6月30日(木)の間に受検者の記載した宛先へ送付いたします。 期間内に届かない場合は、当協会へご連絡ください。 受検票には、試験日時・会場が記載され、実技試験問題が同封されます。(一部職種除く)
実技試験日	令和4年6月7日(火)から令和4年9月11日(日)までの間で当協会が指定した日 ※3級職種は令和4年8月14日(日)まで。 ……詳しくは、P6「7.実技試験実施日程」参照
学科試験日	令和4年7月10日(日)・8月21日(日)・8月28日(日)・9月4日(日) の指定された日。 ……詳しくは、P6「8.学科試験実施日程」参照
合格発表	令和4年8月26日(金)3級対象職種・9月30日(金)1・2級 ●技能検定合格者 <input type="text" value="福島県職業能力開発協会"/> <input type="button" value="検索"/> 福島県産業人材育成課より郵便で通知します。 また、福島県産業人材育成課ホームページに受検番号を掲載します。 ●実技又は学科試験のみ合格者 当協会より郵便で通知します。(なお、この通知書は次年度からの免除資格となりますので、大切に保管してください。) また、当協会ホームページに受検番号を掲載します。 ●不合格者への通知はいたしません。 ●電話による可否の問い合わせには応じられません。 ●実技及び学科試験の得点結果の開示を希望される方は、福島県産業人材育成課(TEL 024-521-7300)にて開示の手続きを行なってください。

令和4年3月22日(火)

福島県職業能力開発協会

1 申請方法

- 郵送先 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5階 福島県職業能力開発協会 技能振興課 宛てに、受検申請書と受検手数料振込の控え(コピー)又は振り込み予定日(振込名義)を記入したメモ等をお送りください。
※本人確認のため、本人確認証明書(運転免許証又は保険証、学生証等)のコピーの提出が必要となります。申請書の所定の場所に必ず貼り付けてください。

振り込み先

東邦銀行 本店営業部 普通預金口座 3181881 フクシマケンシヨクギョウノウリョクカイハツキョウカイ 福島県職業能力開発協会

- ※原則、領収証は発行しませんので振り込みの控えは、保管くださるようお願いいたします。
- ※振込み手数料は自己負担となります。

◎下記については、インターネットからも閲覧(印刷)が可能となっております。

令和4年度(前期)技能検定受検案内

福島県職業能力開発協会ホームページ

<http://business2.plala.or.jp/fuvada>

[技能検定制度] → [令和4年度前期技能検定受検案内]

令和4年度(前期)技能検定実技試験問題の概要

※実技試験の構成および試験時間、内容等が確認できます。

福島県職業能力開発協会ホームページ

<http://business2.plala.or.jp/fuvada>

[技能検定制度] → [実技試験問題の概要]

2 申請時の注意事項

- 郵送は令和4年4月15日(金)の消印有効です。
- 実技試験及び学科試験の両方の免除資格を有する方は、全職種(後期実施予定の職種も含む)について、今回の受付期間内に添付の受検申請書により免除申請をすることができます。申請書の記載内容が確認されれば申請職種の合格証書が交付されます。(申請手数料は無料です。)
- 令和4年度前期から実技試験の減免制度が改定されました。詳しくは、別紙「実技試験受検手数料の減免制度の改定について」をご覧ください。なお、2級及び3級の実技試験の受検希望の方(35歳未満の全受検者)は、次の①、②の両方の書類を提出してください。①運転免許証、住民票のいずれかの写し、②学生証、在学証明書(任意様式)、在職証明書(指定様式)いずれかの写しの提出が必要です。
※在職証明書(指定様式)は、福島県産業人材育成課又は当協会のホームページからダウンロードしてください。
※受検申請期間内に上記書類の提出がない場合(書類不備を含む)は、減免対象外とし、35歳未満の方でも1級の実技試験手数料と同額の手数料となります。

3 その他

- 受検申請者が著しく少ない場合は、実技試験を中止することがあります。(実技試験受検手数料は返還します。)
- 職種によっては、設備等の関係で受付期間中でも締め切ることもあります。
- 申請受付後は、受検手数料は返還しません。
- 申請書提出後、氏名、住所等が変わった場合、速やかに当協会にご連絡ください。
- 技能検定実技試験当日において免許、特別教育が必要な作業一覧(実技試験当日、会場で確認しますので必ず持参してください。)

作業名	等級	該当内容	必要な資格
金属プレス作業	1・2級	動力プレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
製缶作業・構造物鉄工作業	1・2級	ガス溶接(2級製缶作業を除く)	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
	1・2級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
曲げ板金作業	1・2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認
変圧器組立て作業	1・2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認
工作機械用切削工具研削作業	1・2級	研削といしの取替え	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
建設機械整備作業	1・2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認
鋼製下地工事作業	1・2級	研削といし(高速といし)の取替え等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
ビル用サッシ施工作業	1・2級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名

4 実施職種及び受検手数料

※学科試験は、各級全職種 **3,100円** になります。(技能士になるためには、実技試験と学科試験の両方の合格が必要です)

※実技試験受検手数料の減免対象者は、「福島県内在住者又は福島県内に就学若しくは就労している者」に限ります。
(振込み金額は下表を確認のうえ合算(実技受検手数料+学科受検手数料)してお振込みください)

1級・2級

令和4年4月1日現在の満年齢とする

(単位:円)

NO	職種	作業	1級実技	2級実技 35歳以上	2級実技 25歳以上 35歳未満	2級実技 25歳未満
1	造園	造園工事作業	18,200	18,200	12,200	9,200
2	金属熱処理	一般熱処理作業				
3		浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業				
4		高周波・炎熱処理作業				
5	機械加工	普通旋盤作業*				
6		数値制御旋盤作業*				
7		フライス盤作業*				
8		数値制御フライス盤作業*				
9		平面研削盤作業*				
10		円筒研削盤作業*				
11		ホブ盤作業*				
12		マシニングセンタ作業				
13	放電加工	数値制御形彫り放電加工作業*				
14		ワイヤ放電加工作業*				
15	金属プレス加工	金属プレス作業				
16	鉄工	製缶作業*				
17		構造物鉄工作業*				
18	建築板金	内外装板金作業				
19		ダクト板金作業				
20	工場板金	曲げ板金作業*				
21	めっき	電気めっき作業*				
22	仕上げ	治工具仕上げ作業				
23		金型仕上げ作業				
24		機械組立仕上げ作業				
25	切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業*				
26	電子機器組立て	電子機器組立て作業				
27	電気機器組立て	変圧器組立て作業				
28		配電盤・制御盤組立て作業				
29	鉄道車両製造・整備	内部ぎ装作業				
30		配管ぎ装作業				
31		電気ぎ装作業				
32	光学機器製造	光学ガラス研磨作業				
33	建設機械整備	建設機械整備作業				
34	婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業				

※がある作業については、5ページをご覧ください。

(単位:円)

NO	職 種	作 業	1 級実技	2 級実技 35歳以上	2 級実技 25歳以上 35歳未満	2 級実技 25歳未満
35	家具製作	家具手加工作業	18,200	18,200	12,200	9,200
36	建具製作	木製建具手加工作業				
37	プラスチック成形	射出成形作業*				
38		真空成形作業				
39	石材施工	石張り作業				
40		石積み作業				
41	酒造	清酒製造作業				
42	とび	とび作業				
43	左官	左官作業				
44	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業				
45	タイル張り	タイル張り作業				
46	畳製作	畳製作作業				
47	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業				
48		アクリルゴム系塗膜防水工事作業				
49		シーリング防水工事作業				
50		FRP防水工事作業				
51	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業				
52		鋼製下地工事作業				
53		ボード仕上げ工事作業				
54		化粧フィルム工事作業				
55	熱絶縁施工	保温保冷工事作業				
56	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業				
57	表装	壁装作業				
58	塗装	建築塗装作業				
59		金属塗装作業				
60	フラワー装飾	フラワー装飾作業				

※がある作業については、5ページをご覧ください。

※学科試験は、各級全職種 **3,100円** になります。(技能士になるためには、実技試験と学科試験の両方の合格が必要です)

※実技試験受検手数料の減免対象者は、「福島県内在住者又は福島県内に就学若しくは就労している者」に限ります。

(振込み金額は下表を確認のうえ合算(実技受検手数料+学科受検手数料)してお振込みください)

令和4年4月1日現在の満年齢とする

3級

(単位:円)

NO	職 種	作 業	実技 35歳以上	実技 35歳以上 在校生・訓練生	実技 25歳以上 35歳未満	実技 25歳未満	実技 35歳未満 在校生・訓練生
1	造園	造園工事作業	18,200	12,100	12,200	9,200	3,100
2	機械加工	普通旋盤作業*					
3		数値制御旋盤作業*					
4		フライス盤作業*					
5	電子機器組立て	電子機器組立て作業					
6	建築大工	大工工事作業					

※がある作業については、5ページをご覧ください。

NO	職種	作業	実技 35歳以上	実技 35歳以上 在校生・訓練生	実技 25歳以上 35歳未満	実技 25歳未満	実技 35歳未満 在校生・訓練生
7	舞台機構調整	音響機構調整作業	18,200	12,100	12,200	9,200	3,100
8	フラワー装飾	フラワー装飾作業					

※がある作業の実技試験については、受験者の所属する企業（学校）を試験会場として実施しますので、実技試験で使用する設備（機材）を各会場で準備願います。

- 機械加工（普通旋盤・フライス盤） 受検会場---受験者の所属企業(学校)のみ
- 機械加工（数値制御旋盤・数値制御フライス盤） 受検会場---受験者の所属企業(学校)のみ
- 機械加工（平面研削盤・円筒研削盤・ホブ盤） 受検会場---受験者の所属企業のみ
- 放電加工（数値制御形彫り放電加工・ワイヤ放電加工） 受検会場---受験者の所属企業のみ
- 鉄工（製缶・構造物鉄工） 受検会場---受験者の所属企業のみ
- 工場板金（曲げ板金） 受検会場---受験者の所属企業のみ
- めっき（電気めっき） 受検会場---受験者の所属企業のみ
- プラスチック成形（射出成形） 受検会場---受験者の所属企業のみ(成形機の規格等に制限があります。申請前に確認のお電話をください)
- 切削工具研削（工作機械用切削工具研削） 受検会場---受験者の所属企業のみ

※上記以外の職種については、当協会の指定する会場となります

5 受検資格 (受検する職種に関連する学部・学科を卒業した場合は短縮されます。)

受検に必要な実務経験年数は次表のとおりです。

(単位 年)

受検対象者（※1）	特級 1級 合格後※10	1級		2級		3級 (※7)	単 等 級
		2級 合格後	3級 合格後	3級 合格後	3級 合格後		
実務経験のみ	7			2		0※8	3
専門学校卒業※2 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業	6						1
短大・高専・高校専攻科卒業※2 専門学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業	5					0	0
大学卒業（専門学校前期課程修了者を除く）※2 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業	4						
専修学校※3又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800h以上	6	2	4			1
	1600h以上	5				0※9	
	3200h以上	4			0	0	0
短期課程の 普通職業訓練修了※4	700h以上	6				0※6	1
普通課程の 普通職業訓練修了※4	2800h未満	5					
	2800h以上	4					
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※4	3	1	2			0	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了		1					0
長期課程又は短期養成課程の指導員訓練修了		1※5		0※5			
職業訓練指導員免許取得		1		-	-	-	
長期養成課程の指導員訓練修了		0		0	0	0	

- *1: 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。
- *2: 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- *3: 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- *4: 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- *5: 短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練終了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限る。
- *6: 総訓練時間が700時間未満のものを含む。
- *7: 3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、工業高等学校に在学者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。
- *8: 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
- *9: 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- *10: 「〇級合格後」の年数は、合格発表日から現在までの年数となります。

6 主な免除資格

実技試験の免除

すでに技能検定実技試験を合格している者（特級は5年間）
技能五輪地方大会で技能証を取得した者（2級）

学科試験の免除

すでに技能検定学科試験を合格している者（特級は5年間）
職業訓練指導員試験合格者または免許取得者（**対応職種は下記別表参照**）
1級及び2級技能士課程の向上訓練修了者（当該級）
技能検定合格者（選択科目が2以上ある職種で他の科目を受検する場合）
技能照査合格者（2級、3級）
1、2級建築士試験合格者または免許取得者（**ブロック建築**）

〈別表〉	検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種
	造園	造園科 森林環境保全科	仕上げ 切削工具研削	機械科 機械科	酒造 とび	発酵科 とび科	建築大工	建築科 枠組壁建築科
	金属熱処理	熱処理科		製材機械科	左官	左官・タイル科		
	機械加工	機械科	電子機器組立て	電子科	タイル張り			
	放電加工	機械科	電気機器組立て	電気科	ブロック建築	ブロック建築科		
	金属プレス加工	塑性加工科		メカトロニクス科	畳製作	畳科		
	鉄工	塑性加工科 構造物鉄工科 鉄道車両科 造船科	鉄道車両製造・整備 光学機器製造	鉄道車両科 光学ガラス科 光学機器科	防水施工 内装仕上げ施工	防水科 床仕上げ科 インテリア科		
	建築板金	建築板金科 塑性加工科	建設機械整備 婦人子供服製造	建設機械科 洋裁科	熱絶縁施工 サッシ施工	熱絶縁科 建築科		
	工場板金	塑性加工科	家具製作	木工科	表装	インテリア科		
	めっき	金属工学科 工業化学科 化学工学科	建具製作	木工科	塗装	表具科		
			プラスチック成形 石材施工	プラスチック製品科 石材科	塗装 フラワー装飾	塗装科 フラワー装飾科		

改正前（5.4.1）の免許職種も学科試験免除の対象になります。

7 実技試験実施日程

（製作等作業試験・計画立案等試験・判断等試験のいずれか1つ又は2つ以上の組合せで構成されています）

職種の構成については実技試験の概要（当協会ホームページ掲載）にて確認してください。

例）とび職種 作業試験（当協会指定日・指定会場）のみ
金属プレス加工 作業試験（当協会指定日・指定会場）+計画立案等試験（8/21・指定会場）

- 製作等作業試験 令和4年6月7日（火）～9月11日（日）の間で当協会が指定した日
- 判断等試験 下表に記載の全国統一日 ※造園などの下表にない職種の判断等試験については当協会指定日となります。
- 計画立案等試験 下表に記載の全国統一日

実施日	時間	職種及び内容
8月21日（日）	13時15分	金属熱処理、金属プレス加工 …… 計画立案等作業試験
8月28日（日）	13時15分	機械加工（数値制御旋盤、数値制御フライス盤、マシニングセンタ）、建設機械整備 …… 計画立案等作業試験
	協会指定	金属熱処理 …… 判断等試験
9月4日（日）	10時	プラスチック成形（真空成形作業） …… 計画立案等作業試験
	協会指定	放電加工（1級）、電気機器組立て（変圧器組立て作業）、鉄道車両製造・整備（1級電気ぎ装作業）… 計画立案等作業試験 プラスチック成形（真空成形作業） …… 判断等試験

8 学科試験実施日程

実施日	時間	職種
7月10日（日） （3級）	10時30分	機械加工、電子機器組立て
	13時15分	造園、建築大工、舞台機構調整、フラワー装飾
8月21日（日） （1・2級）	10時	造園、金属熱処理、金属プレス加工、サッシ施工、塗装
	13時15分	光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工
8月28日（日） （1・2級）	10時	機械加工、鉄工、めっき、建設機械整備、内装仕上げ施工
	13時15分	電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作
9月4日（日） （1・2級）	10時	放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装
	13時15分	建築板金、工場板金、切削工具研削、酒造、ブロック建築、フラワー装飾

技能五輪に参加しよう！

技能五輪福島県大会

第60回技能五輪全国大会（令和4年11月に千葉県にて開催予定です。）の予選を兼ねて福島県大会を技能検定と併せて実施します。
若い技能者を育て優れた技能を継承していくため積極的に参加してみませんか。

●参加資格 平成11年（1999年）1月1日以降に生まれた者（満23歳以下）です。

●職 種

全国大会競技職種 競技実施予定職種	県大会競技職種（作業名） 技能検定該当職種（作業）名	参加料
機械組立て	仕上げ（機械組立仕上げ作業）	P3、P5を参照 （2級25歳未満の実技受験手数料となります。）
旋 盤	機械加工（普通旋盤作業）	
フライス盤	機械加工（フライス盤作業）	
構造物鉄工	鉄工（構造物鉄工作業）	
タイル張り	タイル張り（タイル張り作業）	
曲げ板金	工場板金（曲げ板金作業）	
電子機器組立て	電子機器組立て（電子機器組立て作業）	
工場電気設備	電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）	
左 官	左官（左官作業）	
家 具	家具製作（家具手加工作業）	
建 具	建具製作（木製建具手加工作業）	
フラワー装飾	フラワー装飾（フラワー装飾作業）	
洋 裁	婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）	
と び	とび（とび作業）	
14	競 技 種 目	

●手 続

技能五輪参加申込書に所定事項記入のうえ、参加料を添えて技能検定受付期間内に当協会へ申し込みください。
また、技能検定を兼ねて申し込まれる場合は、2級技能検定受験申請書を使用し上部余白に（五輪）と朱書してください。

●特 典

2級実技試験の問題により県大会を実施しますので、2級技能検定関連職種については、一定の基準以上の成績をおさめると技能証が交付され、技能検定受験の際、実技試験が免除されます。

●全国大会

第60回技能五輪全国大会の参加資格は、23歳以下の者で技能五輪地方大会に参加し、優秀な成績を収めて、都道府県知事若しくは地方大会実施機関の長又は両者の協議により推薦を受けた者となります。
なお、国際大会の予選を兼ねた全国大会において、各競技職種で21歳以下の者のうち最も優秀な成績を収めた者1名が、日本代表選手として技能五輪国際大会へ派遣されます。

職業能力開発施設案内

職業人として必要な知識や技能の習得、あるいは向上を目的として県内各地に次のような施設があります。
技能検定などの各種資格を取得する早道であり、技能というものを体系的に修得できる場でもあります。
皆様のご利用をお待ちしています。なお、技能検定受験手続等についてもご相談ください。

施 設	施設名	所在地	電 話
県の施設	テクノアカデミー郡山	〒963-8816 郡山市上野山5	(024) 944-1663
	テクノアカデミー会津	〒969-3534 喜多方市塩川町御殿場4丁目16番地	(0241) 27-3221
	テクノアカデミー浜	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112	(0244) 26-1555
独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構福島支部	福島職業能力開発促進センター	〒960-8054 福島市三河北町7-14	(024) 534-3637
	いわき職業能力開発促進センター	〒973-8403 いわき市内郷綴町舟場1-1	(0246) 26-1231
	会津職業能力開発促進センター	〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字深川西292	(0242) 26-0515
県で認定した 施設	福島共同高等職業訓練校	〒960-0103 福島市本内字南街道下35-1	(024) 553-3077
	郡山高等職業能力開発校	〒963-8017 郡山市長者3-2-19	(024) 932-5281
	会津共同高等職業訓練校	〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字幕内西351	(0242) 27-1800
	いわき共同高等職業訓練校	〒970-8036 いわき市好間町下好間字叶田58-1	(0246) 36-2631
	原町建築共同高等職業訓練校	〒975-0041 南相馬市原町区下太田字小原29-9	(0244) 23-4753
	田村建築共同高等職業訓練校	〒963-4312 田村市船引町船引字南町通151-2	(0247) 82-1279

◆技能検定及び技能五輪についての詳細は

福島県職業能力開発協会（TEL024-525-8681）または、
福島県商工労働部産業人材育成課（TEL024-521-7300）へ

福島県職業能力開発協会

〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館 5F
TEL 024-525-8681 FAX 024-523-5131
http://business2.plala.or.jp/fuvada
E-mail fuvada@pluto.plala.or.jp



〈受検申請書記入例〉

●職種名及び作業名は正確に記入してください
1 級 技能検定受検申請書

1 級技能検定を受けたいので申請します。
福島県知事 令和 4 年 4 月 6 日 氏名 福島 太郎

職種	機械加工	受検番号	免除の有無	※ 実技 ※ 学科
作業名	フライス盤作業	現住所	ふくしま 福島 太郎	
氏名	福島 太郎	〒	960-8043	
生年月日	49年 4月 3日	現住所	福島市中町8-2	
年齢及び性別	49年 平 女 (47歳)	〒	960-8043	
学歴	福島市立〇〇中学校	在学期間	昭和33年4月~H3年3月	卒業・中退等の別
受検資格	福島県立△△工業高校	在学期間	昭和34年4月~6年3月	卒業・中退
訓練地	××職業訓練校	訓練を受けた期間	昭和34年4月~3年3月	卒業・中退
職業	社員	在職期間	昭和38年4月~70年3月	機械加工
資格	製造部主任	在職期間	昭和21年4月~11年	機械加工
格	機械加工 (フライス盤)	合格年月日・番号	H 12 年 3 月 28 日 1 号	
免除資格	資格の名称 (該当するものを○で囲む)	取得地	福島 (フライス盤作業)	
	① 実技試験一部合格		昭和29年 10月 5日 福島 0001号	
	2. その他 ()			
	1. 学科試験一部合格 2. 技能検定合格 (同一職種のみ)			
	3. 技能検定 (高度職訓練) 4. 職業訓練指導員免許			
	5. 技能士課程の向上訓練 (通訓等) 6. その他			

●印の部分には記入しないでください。裏面をよくご覧のうえ記入願います。
受検資格判定箇所です 必ず記入してください。

下の欄に受検票の送付先を必ず記入すること

〒 960-8043
 福島市△△町1-1
 (株)△△製作所 総務課 天神花子
 受検者氏名 福島 太郎 様

1 級

写真 (3cm×2.5cm)
 申請より1ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像のものとする

職種 機械加工
 作業名 フライス盤作業 ※
 受検番号

○注意事項
 ○受検票の送付先が会社が会社の場合は受検者氏名も枠内に記入いただきますようお願いいたします。
 ○受検票は、試験当日必ず持参下さい。
 ○合格発表は当協会ホームページより受検番号にて掲載しますので受検票は大切に保管下さい。
 ○領収書は、原則発行いたしません。
 ○誤って記入した場合は、二重線 (訂正印不要) または修正テープ等で訂正して下さい。

申請区分	A 甲	A 乙	A 丙	B	C	D
実技	免除する	免除する	免除する	免除する	免除する	免除
学科	免除する	免除する	免除する	免除する	免除する	免除

必ずこの枚貼してください。

手数料収納
 実技試験 ※ 取納済印
 学科試験 ※ 取納済印

写真 (3cm×2.5cm)
 申請より1ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像のものとする

年月日 撮影

本人確認証明書 貼付欄
 ■運転免許証
 ■健康保険被保険者証
 上記のいずれかのコピーを貼付して下さい。
 (表面に氏名、生年月日が記載されていること。)

●学歴は学校教育法による最終学歴を記入してください。(最終学歴は必ず必要です)
 職業訓練校、職業訓練大学校及び高等技術専門校は訓練歴欄に記入してください。

●免除を受けようとするときは必要事項を記入し、写し(コピー)を提出してください。
 受付期間後の免除追加申請はできません。

年齢・卒業年次早見表(年齢は誕生日以後の満年齢数です) ※早生まれ(1/1~3/31)の方の卒業年は1つ前の年になります。

生年	昭和44	昭和45	昭和46	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元年																																										
年齢	53歳	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1										
中学卒年	昭和60	昭和59	昭和58	昭和57	昭和56	昭和55	昭和54	昭和53	昭和52	昭和51	昭和50	昭和49	昭和48	昭和47	昭和46	昭和45	昭和44	昭和43	昭和42	昭和41	昭和40	昭和39	昭和38	昭和37	昭和36	昭和35	昭和34	昭和33	昭和32	昭和31	昭和30	昭和29	昭和28	昭和27	昭和26	昭和25	昭和24	昭和23	昭和22	昭和21	昭和20	昭和19	昭和18	昭和17	昭和16	昭和15	昭和14	昭和13	昭和12	昭和11	昭和10	昭和9	昭和8	昭和7	昭和6	昭和5	昭和4	昭和3	昭和2	昭和1			
高校卒年	平成63	平成62	平成61	平成60	平成59	平成58	平成57	平成56	平成55	平成54	平成53	平成52	平成51	平成50	平成49	平成48	平成47	平成46	平成45	平成44	平成43	平成42	平成41	平成40	平成39	平成38	平成37	平成36	平成35	平成34	平成33	平成32	平成31	平成30	平成29	平成28	平成27	平成26	平成25	平成24	平成23	平成22	平成21	平成20	平成19	平成18	平成17	平成16	平成15	平成14	平成13	平成12	平成11	平成10	平成9	平成8	平成7	平成6	平成5	平成4	平成3	平成2	平成1